

内職行政ニュース

労働省婦人少年局婦人課 47.5.10

目次

- 1 内職公共職業補導所の運営について
- 2 家内労働旬間の実施について
- 3 不良内職の被害防止について
- 4 工賃不払事例について
- 5 最低工賃決定状況について
- 6 人事異動について

第 一 冊
第 二 冊
No.

內 部 行 動 規 則



1 内職公共職業補導所の運営について

内職補導行政については、各都道府県の実情に応じ、それぞれご努力願っているところであるが、昭和47年度においては、次の諸点に留意して内職公共職業補導所の運営に当たっていただきたい。

なお、各補導所で実施されている事項で参考になると思われる事例、意見等を報告されたい。

(1) 連絡体制の強化

県によっては、県内に求人開拓の余地が残されているところもあると思われるので、求人開拓にあたっては、県内の商工行政担当課、商工会議所、中小企業団体中央会、内職に関連ある産業の業者団体等と緊密な連けいを取り、管内の内職提供事業所を把握し、求人の確保に努めること。

(2) 技術指導について

内職に就労するに際し、若干の日時を要しても、ある程度の技術を身につけたい主婦も少なくない。他方、地場産業などで市場的価値がありながら、若年労働力不足のため、家庭婦人の能力に期待する産業も少なくない。

(例、郷土玩具、草木染、西陣織、かすり等)これら産業のうち、内職に可能なものについて、内職補導所が開発に着手し、技術指導を行なうこと。

(3) 不良内職について

本誌3に掲載したように、不良内職の対応策として、内職相談等は補導所を利用するようにPRに努める一方、報道機関、市町村の広報紙を利用して注意を喚起し、被害を未然に防ぐよう努めること、また、家内労働法との関連があるとみられる事項があれば、都道府県労働基準局に協力を依頼すること。

(4) 高齢者の内職あっせんについて

高齢者の生きがいある生活のために、高齢者に適した内職の開拓、あっせんを図ること。

(5) 家内労働法に関連して

a 最低工賃について

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものである。

一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときに、都道府県労働基準局長は審議会の意見をきいて最低工賃を決定することができる。

最低工賃が決まれば、委託者は、きめられた最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者にとり決めたとしても、そのとり決めは無効となり、この場合の工賃は最低工賃額によることになる。

補導所で内職あっせんに際し、決定された最低工賃を下廻らぬよう留意すること。

b 内職工賃不払について

婦人少年局長通達（昭和45年12月23日付婦発第359号）

「内職工賃不払いに関する措置について」にそって措置すること。

c 家内労働手帳

委託者が家内労働者に仕事を委託するときは、あらかじめ工賃額などの委託条件がはっきりしていないとよけいな紛争などがおこることがある。このようなことがないように、委託者は家内労働者に対して家内労働手帳を交付することになっているので家内労働手帳の普及について協力するこ

と。

d 安全衛生について

内職者等に対する安全衛生に関する正しい知識の普及，作業のやり方について，「内職だより」などで周知することや，会合を開催し労働基準局職員を講師に依頼するなどの適切な方法を考慮すること。

e 家内労働旬間について

家内労働旬間の運動において連絡会議，資料の配布，広報などについて協力すること。（本誌2参照）

2 家内労働旬間の実施について

今般、家内労働旬間の実施について、次のような通達が出されましたので参考に供します。

⑦

労働省発基第39号の2

昭和47年3月31日

各都道府県労働基準局長

各婦人少年室長 殿

各都道府県知事

労働事務次官

家内労働旬間の実施について

家内労働旬間については、昨年、法公布1周年を期して実施したところであるが、家内労働法の実施にあたっては、くり返し法の趣旨を周知せしめ、その浸透を図る必要がある。

したがって本年も、別紙要綱により家内労働旬間を実施し、法の周知徹底と順法意識の高揚をはかるための広範な運動を展開することとしたので、関係機関相互の緊密な連絡提携により十分な実効をおさめるよう配慮願いたい。

家内労働旬間実施要綱

1 趣 旨

家内労働に従事する者は、現在約200万人に達しているが、その労働条件については、なお多くの問題が指摘されている。

これら家内労働者の労働条件の改善をはかり、生活の安定に資することを目的として、昭和45年、家内労働法が制定されたが、家内労働は一般に広く行なわれており、また、自宅において就業している実態等から、本法の実施にあたってはとくに法の趣旨を広く周知せしめ、その浸透をはかる必要がある。

したがって、家内労働法が公布された5月を期して、法の周知徹底と順法意識の高揚をはかるため、家内労働旬間を実施して、効果的な運動を展開するものとする。

2 目 標

家内労働手帳の普及

仕事による災害と疾病の防止

3 期 間

5月21日から5月31日まで

4 主 唱

労働省

5 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、地方公共団体、家内労働者関係団体、委託者関係団体、婦人団体、報道機関

6 実施事項

(1) 労働省の行なう事項

- イ 各種資料の配布、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報活動
- ロ 連絡会議開催等による家内労働関係機関との連携の強化
- ハ 委託者および委託者団体に対する集団指導および監督指導による家内労

働法の普及

ニ 家内労働者に対する法の周知

(2) 委託者の行なう事項

イ 家内労働手帳の交付，記入の確認

ロ 仕事による災害・疾病の防止のため必要な措置の確認と家内労働者に対する指導援助

ハ 家内労働法の各規定についての点検

(3) 家内労働者の行なう事項

イ 家内労働手帳についての認識と記入事項の確認

ロ 仕事による災害・疾病の防止措置の実施

3 不良内職の被害防止について

最近、全国各地において、種々の不良内職による被害が見受けられ、当課にはつぎのような事例が報告されている。

(1) 誇大広告の疑いのある紙ふうせん内職

昭和46年10月15日付け本行政ニュースにも掲載した東京F社の紙ふうせん内職の広告が本年になってからも「あなたを守る家内労働法を適用された内職!」「家内労働手帳交付」「資金わずか3千5百円で、納期や時間にしばられず、ご自由にやって毎日1~2千円」等とその内容を変えて、全国的に配布されている。この紙ふうせん内職による被害は多様であるが、郵便局で小包を受け取る際に払込む3千円についても「説明書」代であると云ってみたり、300個分の材料費であると云ってみたり、これの精算にも問題がある様である。また、1日作業をしてどれくらいになるかについては、「国民生活センター」において、器用な女子職員に実際にやらせてみたところ、なれてきて1時間10個がやっとのことだった。1日10時間やってやっと200円ということで広告どおりできるのはよほど器用でも無理であると思われる。

(2) 宛名書き内職者募集による詐欺事件

東京都に住む無職菊地義光(20才)は、ダイレクトメール宛名書きの内職者を募集するとのはがきを全国各地の電話帳等から住所を調べ、各戸へ郵送し、応募者に対しては、仕事に応じた内職保障金を郵便局の私書箱あて送金するよう通知する。保障金は、1カ月の仕事量1,000通(1,000につき1万円の賃金)につき1万円とした。ところが、宛名書きの内職の用意は全くなく、応募した主婦が不審に思い、警察に申し出たため明るみに出たもの。この事件による被害は全国200人から363万円の多額にのぼった。

(3) 金ばく飾りの工芸技術指導等

福岡県では、「美術工芸品製作部員，週給2万円位，技術親切指導，自宅製作可」との新聞の3行広告を出した(株)Nというものが現われ，応募者に対して，金ばく飾りの工芸品を製作するための技術講習会を開く旨説明し，受講希望者には前もって受講料として15,000円，材料費として6,800円を納めさせる。受講者は，受講料納入の際，事情のいかんを問わず受講料の返還はしない旨の契約をかわしている。また，この件とほぼ同一の内容のものが岡山県でもS社と名のり説明会を開いたとの報告があった。

両社とも，受講料をとって技術指導を行なうだけで，事後の内職あっせんは考えていない様子である。このほか，内職あっせんを臭わせる高額 of 受講料を要する技術指導教室的なものの広告も散見される。

以上の事例にみられるような被害を未然に防止するため，内職希望者には，内職公共職業補導を通して内職につくことと被害の状況等を，市町村の住民に対する広報紙，商業新聞，テレビ，ラジオ等各報道機関に対して積極的にPRの協力を要請し，内職補導事業の浸透に努められたい。

なお，不良内職らしいものの広告，不良内職による被害等については，当課業務第1係まで情報として通報されたい。

4 工賃不払事例について（昭和46年）

各都道府県内職公共職業補導所及び婦人少年室から報告のあった工賃不払件数は11件、工賃不払額は1,133万円、被害者は内職者数は216人であった。

昭和46年内職工賃不払事例

発生月	事業所名 所在地 代表者名	事業内容 内職職種	不払理由 経 過	措 置 結 果	不 払 額 円	被害 内職 者数 人
1	T縫製 工場 富山県	ファンデーションのミシン縫製、糸切り、ゴム通し	約束手形不払により倒産	補導所が取りたて、全額支払済み	53,075 (53,075)	5 (5)
2	K商工 (株) 茨城県	紙袋製造 紙袋底貼り、口貼り、紐付け	46年2月より、事業不振となり内職者より工賃遅払の苦情あり、6月に事業所閉鎖	工賃遅払の苦情がでてからあっせんを中止し、事業所に工賃支払を督促 6月末までに所扱いの内職者の工賃は支払完了 所扱以外の内職者の工賃は10月に支払完了	145,292 (49,299)	28 (15)
4	Y商会 東京都	ソックス 刺しゅう	内職工賃を出張所の従業員が着服	グループリーダーが本社にとりに行き解決	45,276 (45,276)	9 (9)
5	K 東京都	編 物	資金繰りが苦しく支払遅延	7月までに分割支払完了	68,120 (68,120)	5 (5)

発 生 月	事業所名 所在地 代表者名	事業内容 内職職種	不 払 理 由 経 過	措 置 結 果	不 払 額 円	被害 内職 者数 人
6	I 商事 群馬県	電子計算 機部品組 立加工	受注減によ る事業所の 倒産	事業所は借用保証協会 からの借入金，従業員 の未払賃金等の負債が あり，これらの返済と 平行して働きながら徐 々に返済する旨の確約 を取り付けたが，現在 未払い	20,415 (20,415)	5 (5)
9	ア製作 所 埼玉県	玩具加工 さしこ玩 具	事業所倒産	11月支払完了	54,000 (54,000)	15 (15)
11	Yメリ ヤス 埼玉県	編物，機 械編カー ディガン	資金繰り困 難のため支 払遅延	12月支払和解	11,700 (11,700)	2 (2)
12	Y縫製 埼玉県	繊維第二次 加工，布 団カバー ミシンかけ	"	"	29,000 (29,000)	1 (1)
12	Kチョコ レート 埼玉県	菓子加工 餡の袋詰	"	"	35,000 (35,000)	1 (1)
5	M電子 工業 愛知県	カーステ レオ 電気部品 加工	5月，名古 屋地裁へ会 社更生法の 適用を申請 し倒産	労働基準局とともに事 業所と話し合い，支払 完了	10858800 (1,588,093)	144

発生月	事業所名 所在地 代表者名	事業内容 内職職種	不払理由 経過	措置結果	不払額 円	被害 内職者数 人
10	S印刷 長野県	タイプ印刷 原紙切り	設備投資の しすぎと借 財の返済な どで経営不 振に陥った ため	10月、労働基準監督 署は、家内労働法違反 で書類送検	5,300	1

(注) 不払額および被害内職者欄の()内は内職補導所扱いを内数として計上してある。

5 最低工賃決定状況について

最低工賃は下表に示す通り決定されています。最低工賃の額については、各都道府県労働基準局賃金課にお問い合わせ下さい。

最低工賃決定状況

昭和47年4月末日現在

都道府県別	業種	公示月日	発効月日	委託者数	家内労働者数人
青森	津軽漆器	46. 8. 13	46. 9. 12	30	272
	シームレスストッキング	47. 1. 27	47. 2. 26	7	550
山形	横編メリヤス	45. 8. 5	45. 9. 15	323	5,530
福島	横編メリヤス	47. 3. 18	47. 4. 17	310	18,960
茨城	横編メリヤス	44. 8. 26	44. 10. 1	30	800
栃木	男子既製洋服	46. 5. 14	46. 7. 15	30	1,060
埼玉	縫製	46. 11. 22	46. 12. 22	500	6,000
千葉	バックレスト	47. 2. 22	47. 3. 23	8	1,525
東京	織物縫製(青梅)	46. 8. 13	46. 10. 1	270	1,000
	ワイシャツ	46. 8. 13	46. 10. 1	550	1,500
神奈川	スカーフ	47. 4. 20	47. 5. 20	162	7,521
新潟	金属洋食器	42. 11. 10	43. 1. 1	150	2,364
	横編メリヤス	47. 2. 19	47. 3. 20	405	12,559
富山	ファスナー	47. 2. 12	47. 3. 21	171	4,675
石川	漆器(山中)	43. 1. 26	43. 3. 1	96	558

都道府県別	業種	公示月日	発効月日	委託者数	家内労働者数人
福井	眼鏡	46. 8. 13	46. 9. 12	110	1,355
山梨	ねん糸	42. 4. 1	42. 5. 1	620	500
	横編メリヤス	47. 1. 26	47. 3. 1	100	3,230
長野	メリヤス	43. 12. 26	44. 2. 1	277	7,117
	水引祝儀用紙製品	47. 1. 27	47. 2. 26	48	4,320
岐阜	給水せん	45. 8. 27	45. 9. 26	14	767
	軽便かみそり	46. 7. 29	46. 9. 1	7	3,500
	洋がさ	47. 2. 19	47. 3. 20	68	1,100
静岡	広巾綿スフ	43. 5. 14	43. 6. 15	500	1,440
	別珍・コール天	46. 5. 28	46. 6. 27	63	1,000
	紙袋	47. 2. 26	47. 3. 27	59	804
愛知	がん具花火	46. 12. 7	47. 1. 6	29	4,113
三重	車輛電気配線	46. 8. 27	46. 10. 1	40	3,000
滋賀	綿スフねん糸(高島)	43. 3. 26	43. 5. 1	50	1,638
	とう・ビニール・セロファン製品	46. 12. 28	47. 2. 1	11	795
	花緒	47. 4. 22	47. 6. 1	90	585
京都	絹人絹(丹後)	44. 8. 13	44. 9. 15	500	9,600
兵庫	メリヤスクツ下	47. 3. 8	47. 4. 7	331	2,190
奈良	くつ下	47. 4. 20	47. 5. 20	957	2,412
和歌山	作業手袋	47. 2. 22	47. 3. 23	330	4,000
鳥取	なし袋	46. 10. 26	46. 12. 22	5	885
島根	電気機械器具	44. 8. 30	44. 10. 1	16	1,250

都道府 県別	業 種	公 示 月 日	発 効 月 日	委 託 者 数	家 内 労 働 者 数 人
島 根	そ ろ ば ん	46. 8. 27	46. 9. 26	16	222
岡 山	男 子 学 校 服	47. 1. 21	47. 2. 20	100	2,000
広 島	備 後 が す り	46. 9. 28	46. 10. 28	108	1,665
	既 製 服 縫 製	47. 2. 26	47. 4. 1	910	8,765
山 口	ねん糸, 染色整理	47. 2. 26	47. 4. 1	100	102
徳 島	鏡 台	47. 1. 27	47. 3. 1	100	400
愛 媛	水 引 金 封	46. 11. 22	47. 1. 1	51	900
福 岡	久 留 米 か す り	46. 10. 26	46. 11. 25	125	200
佐 賀	陶 磁 器	47. 3. 8	47. 4. 7	37	100
長 崎	陶 磁 器	46. 12. 13	47. 1. 12	38	333
宮 崎	横 編 メ リ ヤ ス	46. 12. 13	47. 1. 12	9	625

6 人事異動について

昭和47年3月25日付で下記のとおり人事異動がありましたのでお知らせいたします。

記

(新)

婦人少年局
婦人課長

婦人少年局
婦人労働課長

婦人少年局婦人課
内職問題指導官

婦人少年局
年少労働課長補佐

井上繁子

赤松良子

吉元喜美子

足立喜美子

(旧)

婦人少年局
庶務課長補佐

婦人少年局
婦人課長

婦人少年局婦人労働課
業務係長

婦人少年局婦人課
内職問題指導官

GAa1/1

8-6-94-2



女性と仕事の未来館



00962503